

令和5年度 第2回農業委員会総会 (5. 5. 19)
開 会 午後2時 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第2回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 9番 加藤委員、10番 梅室委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申請者
2番 申請者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番及び2番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

3番深谷委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番深谷委員～ 5月15日、13番高橋委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、きち
んと耕作されておりました。従事者証明の発行は問題ありません。

事 務 局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

3番深谷委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番深谷委員～ 5月15日、13番高橋委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ネギ、
サトイモ、トマト、ジャガイモ、ニンニク、ナス等の数種類の野菜を栽培してい
ました。従事者証明の発行は問題ありません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上2件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長～ 3番 申 請 者
4番 申 請 者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 3番及び4番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

3番
現地案内図は、3ページ、3番です。
6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 5月15日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、サトイモ、トウモロコシ、ブルーベリー等が栽培されていまして。栽培作物は、ファーマーズマーケット及び学校給食へ出荷しているそうです。綺麗に管理されており、問題ありません。

事 務 局～ 4番
現地案内図は、4ページ、4番です。
6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 5月15日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ジャガイモ、ほうれん草が栽培されており、綺麗に管理されていまして。学校給食として40校とホテル5社に野菜を出荷しているそうです。適格者証明の発行は問題ありません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上2件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長～ 5番 申 請 者
6番 申 請 者
7番 申 請 者
8番 申 請 者
9番 申 請 者

以上5件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 5番から9番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 5月15日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、トウモロコシの栽培が行われていました。非常に綺麗に畑が管理されており、問題はございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 5月15日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、各所植木が栽培されていた。下草もなくきれいな状態であった。問題はございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 5月15日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、スナックエンドウやヤマイモ、ジャガイモが栽培されていました。綺麗に管理されているので問題ありません。

事務局～ 8番

現地案内図は、8ページ、8番です。

3番深谷委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番深谷委員～ 5月15日、13番高橋委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、サトイモ、ジャガイモ、タマネギの栽培がされていました。耕作されていない所もすべて防草シートがかけられており、畑としての管理がきちんとされていました。問題はございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、9ページ、9番です。

6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 5月15日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ナス、枝豆、キュウリが栽培され、加えて梨の木が10本植えられていました。管理がされており、問題はございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上5件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議 長～ 10番 申請者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 10番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。

10番
現地案内図は、10ページ、10番です。
調査の報告を6番小林委員からお願いいたします。

6番小林委員～ 5月15日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ナス、タマネギ、ニンジン、枝豆、トウモロコシの栽培がされていまして、下草もなく、よく管理されていまして、問題はございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、4月11日から5月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長～ 11番 申請者

以上1件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 11番

現地案内図は、11ページ、11番です。
転用目的は店舗です。現況は畑でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を5月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～

- 12番 譲受人
譲渡人
- 13番 譲受人
譲渡人
- 14番 譲受人
譲渡人
- 15番 譲受人
譲渡人
- 16番 譲受人
譲渡人
- 17番 譲受人
譲渡人
- 18番 譲受人
譲渡人

以上7件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

12番

現地案内図は12ページ、12番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

13番

現地案内図は13ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地でございます。

14番

現地案内図は14ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

15番16番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

15番

16番

現地案内図は15ページ、15番及び16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

17番

現地案内図は16ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

18番

現地案内図は17ページ、18番です。

転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上7件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を4月25日、5月8日及び5月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。